

定 款

小池酸素工業株式会社

小池酸素工業株式会社定款

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、小池酸素工業株式会社と称する。

英文での表示は、KOIKE SANSO KOGYO CO.,LTD.とする。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種溶接・切断用機械、器具、装置の設計、製造、据付、修理、改造および販売
- (2) 各種溶接・切断用機械、器具、装置に関連する機械、器具、装置の製造および販売
- (3) 溶接・切断に関する自動化制御システムの製造および販売
- (4) 焼入装置ならびにこれに関連する金属加工機械の製造および販売
- (5) 金属処理装置の設計、製作、据付、修理および改造
- (6) 機械器具設置工事業（機械器具の組立て等により工作物を建設し、または工作物に機械器具を取り付ける工事）
- (7) 産業廃棄物・一般廃棄物処理装置の設計、製造、据付、修理、改造および販売ならびに産業廃棄物・一般廃棄物処理業
- (8) 各種計量器ならびに配管機器の製造および販売
- (9) 酸素・窒素・アルゴン・炭酸ガス・ドライアイス・溶解アセチレン・液化石油ガス・水素・ヘリウムその他各種圧縮ガス・液化ガスの製造および販売ならびにこれに付帯する配管工事
- (10) 各種圧縮ガス・液化ガス製造用設備の製造および販売
- (11) 医療用ガス・医療用機器およびこれに関連する供給装置の設計、製造、据付、修理、改造および販売ならびにこれに付帯する配管工事および医療用機器の賃貸借
- (12) 医療品・医薬部外品および医療用具の販売
- (13) 各種超低温機器ならびに超高温機器の製造および販売
- (14) 半導体工業用特殊材料ガス、薬品ならびに関連装置の製造および販売
- (15) 食品添加物の製造および販売
- (16) 各種圧縮ガスならびに各種液化ガスの輸送、供給用機器の製造および販売
- (17) カーバイト・高圧容器・電気溶接機・溶接材料・鋼材・電気器具・工業用ガス継手・各種マグネット・ショックアブソーバー・各種工業用安全機器・安全保護具・防災消火機器ならびに関連有機合成化学商品の製造および販売
- (18) 前各号に掲げる機械・器具または設備ならびに各種商品の輸出および輸入
- (19) 不動産および動産の賃貸借ならびにその管理
- (20) スポーツに関する施設（テニスコート等）の企画・運営ならびにこれらに関する事業
- (21) 飲食店業（レストラン・喫茶店等）
- (22) 古物営業法に基づく古物商
- (23) 前各号に付帯関連する一切の業務のほか経営上必要と認める他事業への投融資

第 3 条 (本店の所在地)

当社の本店は、東京都墨田区に置く。

第 4 条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第 5 条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、8,955 万株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第 10 条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 12 条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 14 条（株主総会の招集）

定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときにこれを招集する。

第 15 条（招集権者）

株主総会は、法令の別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれを招集する。

第 16 条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 19 条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 20 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

第 21 条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 17 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第 22 条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。

第 23 条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 24 条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから会社を代表する代表取締役若干名を選定する。

第 25 条（役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 26 条（取締役会の招集権者）

取締役会は、法令の別段の定めがある場合を除いて、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれを招集する。

第 27 条（取締役会の議長）

取締役会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

第 28 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集は、各取締役に対して会日の 3 日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

第 29 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 30 条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 31 条（取締役会規程）

取締役会の細目は、取締役会で定める取締役会規程による。

第 32 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 33 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 34 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 35 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

第 36 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

第 37 条（監査等委員会規程）

監査等委員会の細目については、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 38 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 39 条（任 期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

第 40 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

第 42 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 43 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第 1 条 （監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 96 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上

制 定 記 録		
制定 昭和 11 年 12 月 8 日	改定 昭和 39 年 5 月 30 日	改定 平成 14 年 6 月 27 日
改定 昭和 28 年 2 月 1 日	改定 昭和 39 年 11 月 30 日	改定 平成 15 年 6 月 27 日
改定 昭和 29 年 4 月 20 日	改定 昭和 41 年 11 月 25 日	改定 平成 16 年 6 月 29 日
改定 昭和 29 年 6 月 12 日	改定 昭和 44 年 5 月 24 日	改定 平成 17 年 6 月 29 日
改定 昭和 29 年 9 月 8 日	改定 昭和 47 年 5 月 30 日	改定 平成 18 年 6 月 29 日
改定 昭和 30 年 3 月 22 日	改定 昭和 50 年 5 月 30 日	改定 平成 21 年 6 月 26 日
改定 昭和 31 年 12 月 29 日	改定 昭和 57 年 6 月 29 日	改定 平成 22 年 1 月 6 日
改定 昭和 32 年 6 月 30 日	改定 昭和 58 年 6 月 29 日	改定 平成 28 年 6 月 29 日
改定 昭和 33 年 1 月 13 日	改定 昭和 63 年 6 月 29 日	改定 平成 29 年 10 月 1 日
改定 昭和 33 年 5 月 1 日	改定 平成 3 年 6 月 27 日	改定 平成 30 年 6 月 27 日
改定 昭和 34 年 1 月 24 日	改定 平成 6 年 6 月 29 日	改定 令和 元年 6 月 26 日
改定 昭和 35 年 8 月 16 日	改定 平成 10 年 6 月 26 日	改定 令和 3 年 6 月 25 日
改定 昭和 37 年 9 月 5 日	改定 平成 12 年 6 月 29 日	改定 令和 4 年 6 月 28 日
改定 昭和 37 年 11 月 30 日	改定 平成 13 年 6 月 28 日	改定 令和 5 年 3 月 14 日
改定 昭和 38 年 9 月 10 日	改定 平成 13 年 10 月 1 日	改定 令和 7 年 4 月 1 日